

最終報告!!

第2次 議会改革

町民のみなさんに信頼される「開かれた議会」をめざして、この1年間、議会改革について審議してきました。

改革案について、議会だより30号と10月の議会報告会でお知らせし、みなさんからのご意見をいただきました。それをふまえて、最終11回目の議会改革調査特別委員会で、4ページに記載の内容でまとめ、12月議会本会議で議長へ報告しました。

議員定数・常任委員会定数——条例を改正

議員定数とその改定にともなう常任委員会定数については、条例改正が必要なため、改正案が議決されました。

『議員定数を定める条例』

改正後	改正前
(定数) 第2条 大山町議会の定数は、 16人 とする。	(定数) 第2条 大山町議会の定数は、 19人 とする。

『委員会条例』

改正後			改正前		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務常任委員会	6人	町政一般、庶務その他の委員会に属しない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情などの審査。	総務常任委員会	7人	町政一般、庶務その他の委員会に属しない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情などの審査。
教育民生常任委員会	5人	教育及び保健福祉に関する事務の調査及び議案、請願、陳情などの審査。	教育民生常任委員会	6人	教育及び保健福祉に関する事務の調査及び議案、請願、陳情などの審査。
経済建設常任委員会	5人	産業、経済及び観光、土木並びに水道に関する事務の調査及び議案、請願、陳情などの審査。	経済建設常任委員会	6人	産業、経済及び観光、土木並びに水道に関する事務の調査及び議案、請願、陳情などの審査。